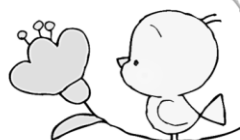


保健だより 4月



平成30年度
馬頭高等学校
保健室

いよいよ新学期のスタートです



新入生を待ちわびていたかのように、平年よりやや早く、校庭の桜の花が咲き誇っています。新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。2・3年生のみなさん、ご進級おめでとうございます。

今日から平成30年度のスタートです。今年度も3月までの1年間、心身ともに元気で充実した学校生活を送りましょう。

ケガをしたとき、体調がすぐれないとき、元気が出ないときには、どうぞ保健室のドアを開けてください。保健室からもみなさんの健康な生活をサポートしたいと思います。でも、保健室は生徒全員が使用する場所ですので、ルールを守って利用してください。

養護教諭 日高真理子

保健室利用の決まり事

1. 特別な場合を除き、昼休み・休み時間に利用しましょう。
2. 授業に遅れそうなときは、必ず次の時間の授業担当の先生に直接、了解を得てください。友人などに頼んだ場合は、もう一度直接、了解を得てもらいます。
3. 保健室での休養は1日1時間までとします。ベッドを利用して休養した後は、布団をきれいにたたみましょう。
4. 内服薬は出しません。必要な人は自分で用意し、管理してください。
5. 保健室では、授業や部活動、登下校中など学校で発生したケガの処置を行います。学校以外でのケガや数日前のケガの処置は家庭で行いましょう。
6. 養護教諭が出張等で不在の場合、体調不良時は担任に、ケガをしたときは保健体育科の先生に申し出てください。
7. 保健室内は飲食禁止です。携帯電話の使用も禁止します（早退時のみ利用可）。
8. 保健室にある物を使うときは、必ず許可を得ましょう。
9. 授業や部活動、登下校中にケガをして病院を受診したときは、日本スポーツ振興センターより医療費が支給されます。手続きは保健室で行いますので、病院を受診した場合はすぐに保健室に申し出てください。

みんなの保健室です。誰もが気持ちよく使えるようにね。